

I P 通信網サービス契約約款 別冊 ～2024年3月31日	(オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))	【現改比較表】 2024年2月29日現在 2024年4月1日～
-----------------------------------	--	------------------------------------

<p>▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))</p> <hr/> <p>目次 第1章～第10章 (略)</p> <p>別記 1～5 (略) 5の2 第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係る第4種回線制御装置の提供等 6～14 (略)</p> <p>料金表 通則 第1表～第2表 (略) 第3表 附帯サービスに関する料金 第1～第5 (略) 第5の2 第4種回線制御装置使用料等 第6～第13 (略) 料金表別表1～3 (略)</p> <hr/> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第6章 利用停止 (利用停止) 第86条の2 共通編第24条(利用停止)のほか、当社は、次の場合には、そのオープンコンピュータ通信網サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。 (1)～(2) (略) (3) 第4種契約者が、料金表第1表(料金)に規定する付加機能(I P v 4 (I P o E) 接続機能に限ります。)を利用するにあたり、第4種回線制御装置若しくはそれに相当する機能を有する端末設備以外の端末設備を設置した場合 (4) (略)</p>	<p>▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))</p> <hr/> <p>目次 第1章～第10章 (略)</p> <p>別記 1～5 (略) 5の2 削除 6～14 (略)</p> <p>料金表 通則 第1表～第2表 (略) 第3表 附帯サービスに関する料金 第1～第5 (略) 第5の2 削除 第6～第13 (略) 料金表別表1～3 (略)</p> <hr/> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第6章 利用停止 (利用停止) 第86条の2 共通編第24条(利用停止)のほか、当社は、次の場合には、そのオープンコンピュータ通信網サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。 (1)～(2) (略) (3) 削除 (4) (略)</p>
--	--

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2024年2月29日現在
～2024年3月31日		2024年4月1日～
2 (略)		2 (略)
第7章～第10章 (略)		第7章～第10章 (略)
別記		別記
1～5 (略)		1～5 (略)
5の2 <u>第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係る第4種回線制御装置の提供等</u>		5の2 <u>削除</u>
(1) <u>当社は、第4種契約者(料金表第1表(料金)に規定する付加機能(I P v 4 (I P o E) 接続機能に限ります。)を利用する者に限ります。以下5の2において同じとします。)から請求があったときは、第4種回線制御装置(付加機能(I P v 4 (I P o E) 接続機能に限ります。))を利用してIPv4(IPoE)方式の通信を行うために使用する端末設備をいいます。以下同じとします。)を提供します。この場合、第4種契約者は料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する料金の支払いを要します。</u>		
(2) <u>当社は、第4種契約者から請求があったときは、第4種回線制御装置の提供又はその他の変更に係る工事等を行います。この場合、第4種契約者は、料金表第3表に規定する手数料又は工事費の支払いを要します。</u>		
(3) <u>第4種回線制御装置には、最低利用期間があります。</u>		
(4) <u>(3)の最低利用期間は、1の第4種回線制御装置ごとにその第4種回線制御装置の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して24料金月とします。</u>		
(5) <u>第4種契約者は、(4)の最低利用期間内に第4種回線制御装置の廃止があった場合は、残余の期間(廃止のあった日の翌料金月の初日から起算して最低利用期間の満了日を含む料金月までとします。)に対応する回線制御装置使用料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</u>		
(6) <u>第4種回線制御装置を設置するために必要な場所は、第4種契約者から提供していただきます。</u>		
(7) <u>第4種回線制御装置に必要な電気は、第4種契約者から提供していただきます。</u>		
(8) <u>第4種契約者は、第4種回線制御装置を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。この場合、当社は、その第4種回線制御装置の修理又は復旧について当社の係員(当社の委託により修理又は復旧を行う者を含みます。)の派遣を行わず、その修理の請求を受け付けた時刻以後の直近の営業時間において、その第4種回線制御装置の代替となるものの配送の手配を行います。</u>		

I P通信網サービス契約約款 別冊 ～2024年3月31日	(オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))	【現改比較表】 2024年2月29日現在
		2024年4月1日～

<p>(9) <u>第4種契約者は、(8)の修理の請求をしたときは、料金表第3表に規定する手数料の支払いを要します。</u></p> <p>(10) <u>第4種契約者は、当社が提供した第4種回線制御装置を善良な管理者の注意をもって保管していただきます。</u></p> <p>(11) <u>第4種契約者は、(10)の規定に違反して第4種回線制御装置を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要の費用を支払っていただきます。</u></p> <p>(12) <u>第4種契約者は、第4種回線制御装置の亡失、き損又は故障等に起因して第4種オープンコンピュータ通信網サービスを利用できなかった期間中の利用料及び第4種回線制御装置使用料の支払いを要します。</u></p> <p>(13) <u>第4種契約者は、当社が設置した第4種回線制御装置について、第4種回線制御装置の廃止、第4種契約の解除、第4種オープンコンピュータ通信網サービスの一部若しくは全部の廃止又はその他の事由により、その第4種回線制御装置を使用する権利を失ったときは、第4種回線制御装置を第4種契約者の費用負担により原状に復した上で、当社が指定する期限までに当社が指定する方法によりI P通信網サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。</u></p> <p>(14) <u>(13)に規定する期限までに第4種回線制御装置が返還されない場合、当社は、第4種契約者に対し、当社が別に算定する金額を請求します。</u></p> <p>(15) <u>当社は、(13)の規定による第4種回線制御装置の返還に際して、第4種契約者がその第4種回線制御装置以外の物品等を同梱した場合、その物品等の所有者がその所有権を放棄したものとみなし、その物品等を任意に処分できるものとします。</u></p> <p>(16) <u>当社は、第4種回線制御装置の亡失、き損又は故障等に起因して第4種契約者又は第三者に生じた損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。</u></p> <p>6～14 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。) 第1 利用料金 1 (略)</p>	<p>6～14 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。) 第1 利用料金 1 (略)</p>
---	--

I P 通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2024年2月29日現在

～2024年3月31日

2024年4月1日～

2 第4種契約に係るもの

2-1 (略)

2-2 料金額

2-2-1 (略)

2-2-2 付加機能利用料

【上限伝送速度設定機能】～【アドレス判定機能】 (略)

【I P v 4 (I P o E) 接続機能】

区 分		単 位	料金額
通信プロトコルの区別が	タイプ1	—	—
IPoE接続に係る第4種 オープンコンピュータ通 信網サービスにおいて、 IPv4(IPoE)方式の通信 を行うことができる機能	タイプ2	この機能を利用す る1の光アクセス 回線ごとに月額	別に算定する金 額

備考

1 (略)

2 この機能を利用する第4種契約者は、[第4種回線制御装置](#)を設置する必要があります。ただし、この機能を利用する第4種契約者から、自己(第4種契約者から、第4種オープンコンピュータ通信網サービスの全部または一部を利用する電気通信サービスの提供を受ける者を含みます。)が用意する端末設備([第4種回線制御装置に相当する機能を有するものに限り、光アクセス回線を提供する電気通信事業者が提供するものを含みます。以下この欄において同じとします。\)](#)の設置を希望する申出があったときは、この限りではありません。その場合、端末設備の準備にかかる費用については第4種契約者が負担するものとします。

3～5 (略)

6 当社は、第4種契約者から請求があったときは、IPv4(IPoE)方式の通信において特定のI Pアドレスを利用できる機能を提供します。この場合において、この機能の提供条件及び第4種契約者が支払いを要する料金は、次表のとおりとします。

月額

区分	単位	料金額
----	----	-----

2 第4種契約に係るもの

2-1 (略)

2-2 料金額

2-2-1 (略)

2-2-2 付加機能利用料

【上限伝送速度設定機能】～【アドレス判定機能】 (略)

【I P v 4 (I P o E) 接続機能】

区 分		単 位	料金額
通信プロトコルの区別が	タイプ1	—	—
IPoE接続に係る第4種 オープンコンピュータ通 信網サービスにおいて、 IPv4(IPoE)方式の通信 を行うことができる機能	タイプ2	この機能を利用す る1の光アクセス 回線ごとに月額	別に算定する金 額

備考

1 (略)

2 この機能を利用する第4種契約者は、[当社が別に定める機能を有する端末設備](#)を設置する必要があります。この場合において、端末設備の準備にかかる費用については第4種契約者が負担するものとします。

3～5 (略)

6 当社は、第4種契約者から請求があったときは、IPv4(IPoE)方式の通信において特定のI Pアドレスを利用できる機能を提供します。この場合において、この機能の提供条件及び第4種契約者が支払いを要する料金は、次表のとおりとします。

月額

区分	単位	料金額
----	----	-----

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2024年2月29日現在

～2024年3月31日

2024年4月1日～

(略)	(略)	(略)
備考		
1 当社は、タイプ1 <u>であって、第4種回線制御装置以外の端末を設置して利用する光アクセス回線</u> に限り、この機能を提供します。		
2 (略)		

7～11 (略)

3～6 (略)

第2～第3 (略)

第2表 (略)

第3表 附帯サービスに関する料金

第1～第5 (略)

第5の2 第4種回線制御装置使用料等

1 適用

区 分	内 容
<u>(1) 第4種回線制御装置使用料の適用</u>	<p>ア <u>第4種契約者は、第4種回線制御装置の提供の開始があった日を含む料金月の翌料金月から起算して、第4種回線制御装置の廃止があった日の前日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と廃止があった日又はその前日が同一の料金月である場合は、1料金月の間とします。）について、第4種回線制御装置使用料の支払いを要します。</u></p> <p>イ <u>当社は、第4種回線制御装置使用料を日割しません。</u></p> <p>ウ <u>当社は、前項までに定めるほか、第4種回線制御装置使用料を料金表通則の規定に準じて取り扱います。</u></p>
<u>(2) 第4種回線制御装置手数料の適用</u>	<p>ア <u>第4種契約者は、第4種回線制御装置の修理の請求をし、その承諾を受けたときは、3（第4種回線制御装置手数料）に規定する故障交換手数料の支払いを要します。</u></p>

(略)	(略)	(略)
備考		
1 当社は、タイプ1に限り、この機能を提供します。		
2 (略)		

7～11 (略)

3～6 (略)

第2～第3 (略)

第2表 (略)

第3表 附帯サービスに関する料金

第1～第5 (略)

第5の2 削除

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2024年2月29日現在

～2024年3月31日

2024年4月1日～

	<p>イ 第4種契約者は、第4種回線制御装置の廃止の請求をし、その承諾を受けたときは、3に規定する回収キット手数料の支払いを要します。</p> <p>ウ 第4種契約者は、当社の責めによらない事由により、第4種契約者が指定した送付先に第4種回線制御装置が到達しなかったときは、3に規定する不達時対応手数料の支払いを要します。</p>
(3) 第4種回線制御装置工事費の適用	<p>当社は、第4種回線制御装置の提供にあたり、当社の設備の設定変更及び第4種回線制御装置の配送等に係る工事等を要する場合に4に規定する第4種回線制御装置工事費を適用します。</p>

2 第4種回線制御装置使用料

月額

	単 位	料 金 額
第4種回線制御装置使用料	1台ごとに	別に算定する金額

3 第4種回線制御装置手数料

区 分	単 位	料 金 額
故障交換手数料	1台ごとに	別に算定する金額
回収キット手数料	1台ごとに	別に算定する金額
不達時対応手数料	1台ごとに	別に算定する金額

4 第4種回線制御装置工事費

区 分	単 位	料 金 額
利用開始に関する工事	1の工事ごとに	別に算定する金額
上記以外に関する工事	1の工事ごとに	別に算定する金額

第6～第13 (略)

料金表別表 (略)

第6～第13 (略)

料金表別表 (略)